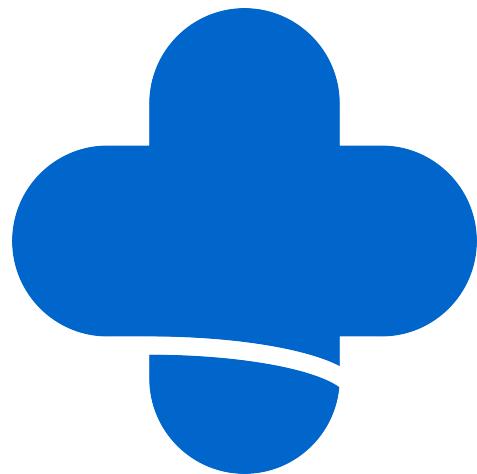


「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく
相良村建築物耐震改修促進計画



平成29年3月 策定
平成31年4月 改定
令和 8 年1月 改定

相 良 村

目 次

第1章 計画の背景と目的

1. 計画策定の必要性	1
2. 計画の位置づけ	2

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状と目標	3
2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状	4
3. 公共建築物の耐震化の現状と目標	5

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針	6
2. 木造住宅の耐震化	6
3. 公共建築物の耐震化	6
4. 緊急輸送道路沿道の建築物	6

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 相談体制の整備・情報の充実	7
2. 税制・融資制度等の情報提供の充実	7
3. リフォームに併せた耐震改修の普及	7
4. 地域住民との連携による普及啓発	7
5. 自主対策の推進	7
6. 地震防災マップの作成	8

第5章 計画の推進に向けて

1. 関係機関との連携及び計画の見直し	8
---------------------	---

資料編

9

第1章 計画の背景と目的

1. 計画策定の必要性

平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）では、最大震度の揺れを2度にわたり観測し、住宅の倒壊などにより150人（平成28年11月現在）の尊い命が失われ、17万7千棟を超える建築物に被害が及ぶなど、甚大な被害が発生しました。

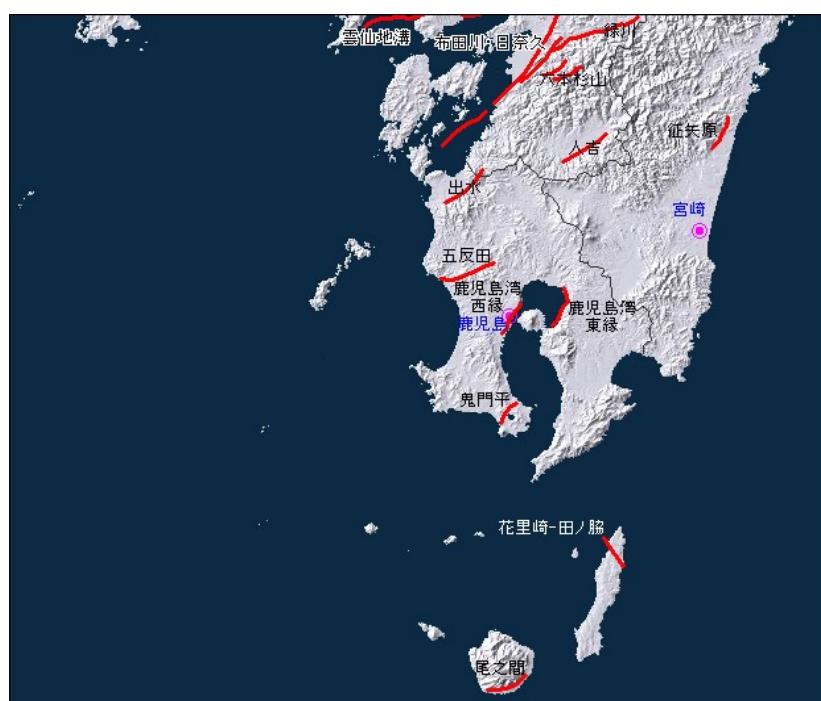
更に、平成28年10月21日に最大震度6弱を記録した鳥取県中部地震が発生するなど、熊本地震と前後して大規模な地震が全国で発生しています。

大規模地震に対する対策は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年に制定され、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ってきましたが、その後の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の頻発及び東海、東南海地震等の切迫性等を受けて、平成18年の法改正で、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われ、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生し、平成25年の法改正で、一定規模以上の多数の者が利用する建築物等の耐震診断の義務付け等の措置が講じられました。

しかしながら、建築物の耐震化に対する理解が進まなかったことや費用・技術的な問題などによって建築物の耐震化が思うように進んでいなかった状況下で熊本地震が発生し、大きな被害を被っています。

今回発生した熊本地震の震源域付近に布田川断層帯、日奈久断層帯が存在しており、熊本地震はこれらの断層帯の活動によるものと考えられています。

今後も日奈久断層帯南部の地震や南海トラフ沿いの地震をはじめ、大きな地震の発生が憂慮されていますが、人吉球磨地域にも人吉盆地南縁断層が確認されており、いつ、どこで大規模な地震が発生してもおかしくないとの認識のもと、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要があります。



○南九州の活断層（内閣府ホームページより抜粋）

2. 計画の位置づけ

相良村建築物耐震改修促進計画は、耐震改修促進法、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び熊本県建築物耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修促進法第6条に規定する市町村耐震改修促進計画として位置付けます。

計画の期間は、平成29年度から令和8年度までとします。

法律

建築物の耐震改修の促進に関する法律

国

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る基本的な方針

熊本県

熊本県建築物耐震改修促進計画

熊本県地域防災計画

相良村

相良村建築物耐震改修促進計画

相良村地域防災計画

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状と目標

村内の住宅の耐震化の状況は、表1より、耐震性のある住宅が45%、耐震性のないと思われる住宅が55%となっており、表2の県内の耐震性のある住宅の合計79%と比較すると、かなり耐震化が遅れているということが分かります。こうした背景には、過疎及び高齢化により、新築住宅が少ないことが理由として考えられます。今後発生しうる大規模地震による人的被害を減少させるためにも、令和8年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。

表1 村内の住宅の耐震化の状況（推計値）

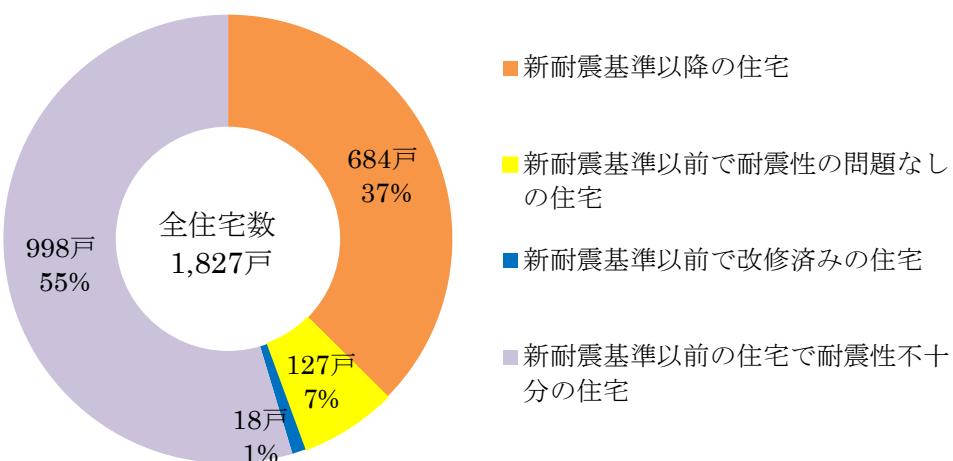


表2 熊本県内の住宅の耐震化の状況

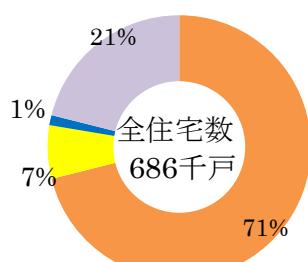
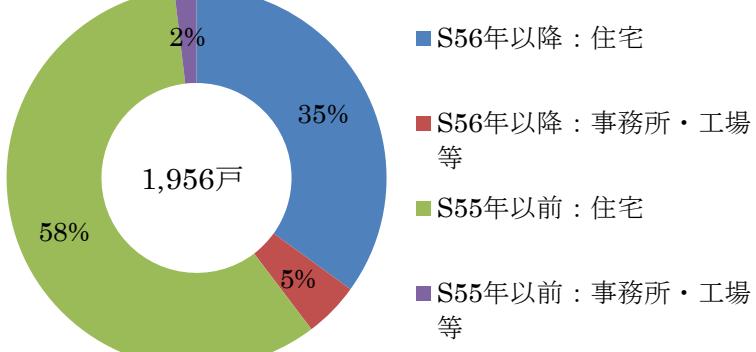


表3 村内の建物の建築年の割合（種類別）



2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第14条により、特定既存耐震不適格建築物の所有者は耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられていますが、その用途及び規模等の要件は、耐震改修促進法等で規定されており、「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」を耐震改修促進法第14条1号、「一定数量以上の危険物の貯蔵場等」を同条第2号、「緊急輸送道路沿道の一定規模以上の建築物」を同条第3号建築物として区分しています。

相良村における特定既存耐震不適格建築物の要件に該当する建築物の状況は表4のとおりであり、村内に大型の建築物が少なく、大型建築物が新耐震震基準以降に建てられているため、耐震化率は100%を達成しています。

表4 特定建築物の耐震化の現状

法	政令	用 途	特定建築物数(棟)			耐震化率 (%)
			昭和56年 6月以降の 建築物	昭和56年 5月以前の 建築物	耐震性有 建築物数	
第14条	第6条 第2項	幼稚園、保育所				
第1号	第1号	幼稚園、保育所	公共			
			民間			
				4	4	100
	第2号	小中学校 老人ホーム等	公共	3	3	100
			民間	1	1	100
	第3号	病院、集会所、旅館、 店舗、工場、事務所、 役場、郵便局等	公共			
			民間			
第4号	第4号	体育館		1	1	100
			公共	1	1	100
			民間			
				1	1	100
第2号	第7条	危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する 建築物	公共			
			民間			
第3号	第4条	緊急輸送道路 沿道建築物	公共			
			民間			
合計				5	5	100
			公共	4	4	100
			民間	1	1	100

3. 公共建築物の耐震化の現状と目標

相良村における公共建築物の状況は、表5のとおりで、災害時拠点本庁舎については耐震化の改修が完了しています。また、村営住宅についても建替を順次行っており、耐震化率は上昇しています。

公共建築物は、大規模地震の際も安全性や防災機能を確保する必要があります。村営住宅及び第1避難所（地区管理施設含む。）の一部で耐震診断が未実施の施設については、機能や利用形態等を考慮し必要に応じ計画的な耐震化を図ります。

表5 公共建築物の耐震化の状況

建築物の用途	全戸数 a	S56.6 以降 b	S56.5 以前 c	耐震診断			耐震診断 未実施棟 数 h=c+g	耐震診断 実施率 i=d/c	耐震化率 j=(b+e+f) / a
				実施棟数 d=e+f+g	耐震性有 e	耐震性なし 改修済 f 未改修 g			
災害時の拠点となる施設	1	0	1	1	0	1	0	0	100% 100%
第1避難所	24	19	5	0	0	0	0	5	0% 79%
指定避難所	2	1	1	1	0	1	0	0	100% 100%
多数の人が集まる施設	10	10	0	0	0	0	0	-	100%
村営住宅	75	69	6	0	0	0	0	6	0% 92%

※指定避難所で、第1避難所と重複する建築物は第1避難所に計上しています。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であることから、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うとともに、建築物の耐震診断等に対して補助を行うこと等により、耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを基本方針とします。

2. 木造住宅の耐震化

阪神・淡路大震災では、新耐震基準の施工以前に着工された建築物を中心として多くの木造住宅で倒壊などの被害が発生しました。また、熊本地震においても新耐震基準のもとで建築された木造建築物の倒壊率と比較して顕著に高くなっています。耐震化の促進のためには、地震による倒壊の危険性が高い木造戸建て住宅の耐震化の向上を図ることが重要であることから、木造戸建て住宅について、重点的に耐震化を促進します。

3. 公共建築物の耐震化

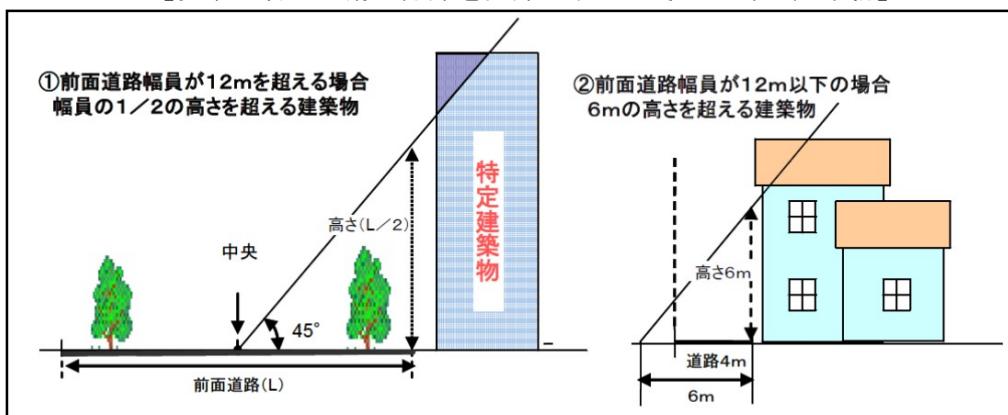
地震発生時に公共施設が被災すると、災害応急活動及び村民の生活に大きく影響し、さらに避難、救護、復旧活動に支障をきたすことになります。公共建築物で防災拠点施設及び避難所として指定されている施設においては、震災時における避難、救護、復旧活動の拠点となる重要な施設であることから、優先的に耐震化を図ります。

4. 緊急輸送道路沿道・避難路沿道の建築物

緊急輸送道路は、地震直後から発生する患者や物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには必要な道路として指定されています。村内でも、国道445号、県道多良木相良線及び県道人吉水上線が指定されており、耐震改修促進法第14条第3号により政令で定める建築物はないものの、非常時に機能を果たせ得るような環境づくりに努めていく必要があります。

また、住宅や事業所等から相良村地域防災計画に示す避難場所へ至る経路を避難路と位置付け、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を図ります。

【多数の者の円滑な非難を困難とするおそれがある建築物】



第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 相談体制の整備・情報の充実

熊本県では、建築物の所有者等からの地震に対する建築物の安全性や改修技術についての相談に応じており、様々な要望に対応するため、建築関係団体と連携して情報提供の充実を図ることとしています。そのほか、耐震診断・耐震改修設計等業務を担う建築士の技術向上や人材育成・確保を目的とした講習会を開催しており、受講終了した建築士の名簿をホームページに掲載するなどの情報提供を行います。また、各支援事業等に関する情報提供を行っています。

相良村では、県と連携し、各種情報について村民への情報提供を行っていきます。

2. 税制・融資制度等の情報提供の充実

税制面の優遇措置、耐震改修に係る融資制度及び地震保険に関する情報等、建築物所有者に対する各種支援策の情報提供について充実を図ります。

3. リフォームに併せた耐震改修の普及

増改築等のリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で、適格な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修を行うことができます。このことから、リフォームに併せた耐震改修の促進を、県や建築関係団体と連携して普及啓発を図ります。

4. 地域住民との連携による普及啓発

地震防災対策として、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に結成された自主防災組織の活動が有効であるといわれています。村は、普及啓発のためパンフレットの配布のほか、必要な支援を行い、自主防災組織等と連携して普及啓発を図ります。

5. 自主対策の推進

建築物に被害がなくても、ブロック塀や家具等の転倒や散乱で、ケガをしたり避難や救助の妨げとなることが考えられます。屋内外の日常点検による地震に対する備えについてパンフレットの作成やホームページ等で普及啓発を図ります。

(1) ブロック塀の安全対策

地震時のブロック塀の倒壊は、人的被害だけでなく円滑な避難活動にも影響を及ぼすことから、補強、撤去、生垣への変更の手法等について啓発を図ります。

(2) 窓ガラスの安全対策

窓ガラスの落下や飛散により、建築物内外の人に被害を及ぼす恐れがあります。飛散防止フィルムの貼り付けなどについて啓発を図ります。

(3) 家具等の転倒防止対策

家具等の転倒や散乱で、下敷きになったり、避難が遅れたりといった被害を未然に防止するため、

家具や電化製品等の転倒を防止する金物等による固定や、大型家電・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換えなど）等について啓発を図ります。

6. 地震防災マップの作成

住民や建築物の所有者に対し、村内において、発生のおそれのある地震や、その被害等の可能性を示すことにより、地震時における避難を容易にするとともに、耐震対策の重要性等の意識を高めるため地震防災マップを作成・公表します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 関係機関との連携及び計画の見直し

本計画は、関係団体及び熊本県と連携し、検討・調整を行いながら推進していきます。

また、庁内関係部局が連携し、建築物の耐震化促進に関する施策に取り組みます。

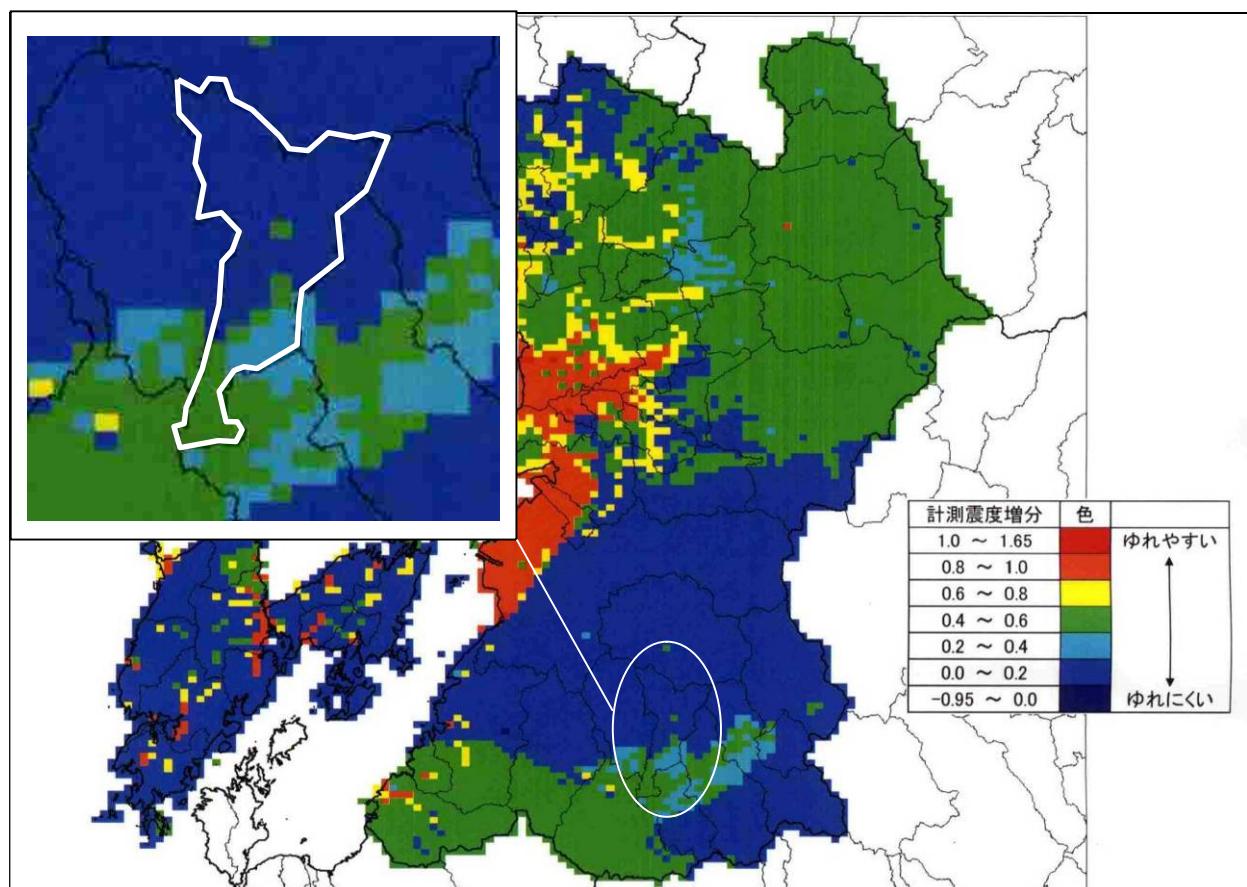
なお、社会情勢の変化や耐震診断及び耐震改修の状況を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

本計画の実施について必要な事項は別途定めます。

資料編

○地震の揺れやすさマップ（内閣府防災情報ホームページより抜粋）

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なります。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなります。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています。「地盤のゆれやすさ全国マップ」は、全国の表層地盤のゆれやすさを地図として表現したものです。特にゆれやすい地域にお住まいの方には、日頃の地震への備えの参考としていただきたいと考えています。



○緊急避難道路

相良村における緊急避難道路は、熊本県耐震改修促進計画において法第5条第5項第5号の規定に基づき国道445号、県道多良木相良線及び県道人吉水上線が指定されています。



○特定既存耐震不適格建築物の要件

特定建築物区分		用途	規模等
法	政令		
法第14条 第1号	第6条第2項第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上
	第6条第2項第2号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他 これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他 これらに類するもの	
	第6条第2項第3号	学校 上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他 これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む 店舗	
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のために施設	
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
法第14条 第2号	第6条第2項第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上
	第7条	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵 又は処理するすべての建築物
法第14条 第3号	第4条	緊急輸送道路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難 路の沿道建築物であって、全面道路 幅員の1/2超の高さの建築物(道路 幅員が12m以下の場合は6m超)

法：建築物の耐震改修の促進に関する法律

政令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

○公有財産の耐震化状況（表5）の内訳

公有財産の耐震化状況：H28決算書（公有財産）より抜粋

※黄色セルは耐震未実施

(単位：m²)

		区分	木造	非木造	延床面積	建設年	耐震改修
災害拠点施設	役場本庁舎	0	2,715	2,715	S53.9	H21 濟	
災害時に第1避難所となる施設	1 夜狩尾生活改善センター	55	0	55	S54.2		
	2 上四浦集落センター	0	676	676	H7.6		
	3 初神地区多目的集会施設	199	0	199	H4.3		
	4 田代生活改善センター	132	0	132	S47.2		
	5 林業総合センター	668	0	668	H6.6		
	6 上下坂公民館				S51		
	7 川辺構造改善センター	18	617	635	H2.3		
	8 松馬場集落センター	0	0	0	H15.3		
	9 上園公民館	0	0	682	H14		
	10 永江公民館				S58		
	11 朝迫集落センター	221	0	221	H11.12		
	12 松葉公民館	0	0	0	S60		
	13 棚葉瀬公民館	0	0	0	S54		
	14 新村前田構造改善センター	0	0	0	S59		
	15 境田構造改善センター	0	0	0	S64.1		
	16 平原舟場公民館	0	0	0	S51		
	17 永谷公民館	0	0	0	S59		
	18 柳瀬構造改善センター	681	0	681	H3.3		
	19 新村公民館	0	0	0	S57		
	20 西村公民館				H15		
	21 十島集会場	0	0	0	H15.3		
	22 井沢集会場	162	0	162	H16.3		
	23 並木野公民館	126	0	126	H13.4		
	24 吉野尾構造改善センター	0	0	0	S63		
指定避難所	1 相良北小学校（体育館）				S55	H20 濟	
	2 相良村総合体育館	0	5,427	5,427	H3.2		

		区分	木造	非木造	延床面積	建設年	耐震改修
多数の人が集まる施設	1	弓道場	316		316	H16.3	
	2	畜産研修センター	0	294	294	S57.3	
	3	ふれあいセンター	0	253	253	S57.3	
	4	相良南小学校	0	5,468	5,468	S62.2	
	5	相良北小学校	2,152	1,010	3,162	H16.6	
	6	相良中学校	460	4,285	4,745	S60.3	
	7	学校給食共同調理場	0	320	320	S62.11	
	8	ふれあいリフレ茶湯里	75	4,074	4,149	H8.12	
	9	農畜産物加工処理施設	139	0	139	H12.3	
	10	ふるさと館	349	0	349	H12.12	
村営住宅	戸数						
	4	村営深水団地	120	0	120	S26.4	
	16	村営永谷団地	0	1,018	1,018	S57~58	
	2	村営田代団地	141	0	141	H12.5	
	2	村営田ノ下団地	150		150	H15.3	
	10	村営・特公植竹団地	835	0	835	H16.3	
	2	村営四浦団地	153	0	153	H16.3	
	8	村営植竹第2団地	614	0	614	H17,19	
	18	村営永谷住宅	1,363	0	1,363	H20~22	
	8	村営永谷集合住宅	577	0	577	H26	
	1	村有小田下住宅	60	0	60	S50.4	
	1	村有田代住宅	65	0	65	S61.1	
	1	村有田代住宅（元四浦駐在所）	62	0	62	S52.4	
	1	教職員住宅（深水）	103	0	103	H5.8	
	1	教職員住宅（四浦）	64	0	64	S62.11	
	75戸						

○村内の住宅の耐震化の状況（表1・表3）の内訳

	全体	木造	1981 前	1982 後	非木造	1981 前	1982 後
専用住宅	1,142	1,108	472	636	34	8	26
共同住宅	2	2	0	2	0	0	0
併用住宅	95	95	75	20	0	0	0
農家住宅	588	587	587	0	1	1	0
計	1,827	1,792	1,134	658	35	9	26
旅館・寄宿舎	10	8	2	6	2	2	0
事務所・店舗	119	71	21	50	48	12	36
計	129	79	23	56	50	14	36
全体	1,956	1,871	1,157	714	85	23	62

※相良村課税台帳より推計